

豊明市総合評価競争入札試行要領

(平成19年6月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法(以下「総合評価落札方式」という。)による競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を試行するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札及び公募型指名競争入札並びに指名競争入札に該当する工事から市長が決定する。

(入札参加資格等の公告等)

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

(1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

(2) 総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

2 総合評価落札方式による公募型指名競争入札を実施しようとするときは、次の事項について掲示する。

(1) 総合評価落札方式による公募型指名競争入札を行う旨

(2) 総合評価落札方式による公募型指名競争入札に係る落札者決定基準

3 総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、次の事項について通知する。

(1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準

(3) 技術提案書の様式

(4) その他必要な事項

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式を行う場合は、当該入札に係る申込みのうち価格及びその他の条件が最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

3 落札者決定基準は、留意すべき事項について愛知県建設部総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)での意見を聴取し、豊明市指名業者審査委員会において決定するものとする。

(評価項目等)

第5条 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度及び地域貢献度等から設定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第6条 落札決定に係る総合評価は、次の方法で得た数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

評価値 = {(標準点 + 加算点) / 標準点} × (入札予定価格 / 入札価格)

(施工計画提案の審査)

第7条 技術提案のうち、施工計画提案がある場合は、委員会が審査を行い、その評価意見を元に、市長が評価を決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第8条 落札者を決定しようとするときは、必要と認められる場合あらかじめ委員会の意見を聴き、次の各要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札参加資格をすべて満たしていること。

(3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 第1項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

3 市長は、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札者の公表等)

第9条 前条により落札者を決定したときは、落札者及び当該入札に参加した者の評価値等の結果について公表するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。